

聖籠町告示第 22 号

聖籠町高齢者及び障害者住宅整備費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 29 年 3 月 21 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町高齢者及び障害者住宅整備費助成事業実施要綱

聖籠町高齢者及び障害者住宅整備費助成事業実施要綱（平成 9 年聖籠町告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「所得」を「収入」に改める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。